

(平成21年5月13日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認山口地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	7 件
国民年金関係	1 件
厚生年金関係	6 件

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年7月から40年11月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年7月から40年11月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、納付事実が確認できない旨の回答を受けた。

国民年金には制度発足当初から妻と共に加入したが、国民年金保険料を納付しなかったことから、隣人である国民年金の集金人に言われて昭和37年7月から全額免除を申請した。その後、申請免除期間の保険料を納付しないと将来、年金がもらえなくなるとの説明を受け、40年代の初めごろに、私の妻が私と妻自身の保険料を含めて8,000円程度を納付するなど、3回から4回に分けて未納及び申請免除の期間の保険料を納付した記憶があるので、申立期間の納付を認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の納付記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和36年4月から37年6月までの期間の未納分の国民年金保険料を特例納付するとともに、40年12月から42年3月までの期間の申請免除分の保険料は追納している上、42年4月からは国民年金保険料を完納しており、国民年金保険料の納付意識は高かったことがうかがえる。

また、申立人の長女は、「隣人である集金人から、申請免除期間の保険料を納付しないと将来、年金がもらえなくなるとの話があり、私が中学生又は高校生のころ、母が父と母自身に係る申請免除期間の保険料を納付したことを記憶している。」と証言しており、特例納付と追納したこ

とが確認できる申立期間前後の期間の納付時期は長女が就職した昭和 46 年以降であることから、40 年代の初めごろに納付したとしている保険料は、申立期間に係る追納と推測される。

さらに、申立人が記憶している納付額も申立人及びその妻の申立期間に必要な保険料額(夫婦二人分で1万 250 円)とおおむね一致している上、申立人が集金人としている者の家族から、その者が昭和 40 年代の初めごろに国民年金の集金を担当していたとの証言も得られるなど、申立人の申立内容の信憑^{びよう}性は高い。

加えて、申立人は、昭和 42 年 4 月から国民年金の保険料を完納しており、国民年金保険料の集金人から、申請免除期間の保険料を納付しないと将来、年金がもらえなくなると言われたとしていることを踏まえると、年々保険料が高くなっていく現年度保険料のみを納付し、低額の申立期間を追納しないのは不自然である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和43年4月から51年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和10年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和43年4月から51年8月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できない旨の回答を受けた。

昭和43年4月ごろ、近所の人から国民年金への加入を勧められ、私が自宅から約1キロメートル先のA市役所B支所で任意加入の手続をした。国民年金の保険料は、夫の給料日が毎月20日で、B支所が長男の通園途上であったことから、地区の収納組織に入らず、4半期ごとの月末にB支所の一番左の窓口に直接納付していたが、納付額までは記憶していない。次男を背負うなどして、長男の通園途上に国民年金保険料を納付していたことを記憶しており、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和43年4月ごろ、近所の人から国民年金への加入を勧められ、申立人がA市役所B支所で国民年金の任意加入の手続を行い、四半期ごとの月末に、長男の通園途上に同支所の窓口で納付していたとしており、国民年金への加入の動機や手続の場所、国民年金保険料の納付方法等について、申立期間当時の記憶が鮮明である。

また、国民年金保険料を納付していたとしているB支所は、申立人の自宅から約1キロメートルの位置にあり、申立人の長男の通園途上にあるとともに、申立期間当時、国民年金の加入業務、同保険料の収納業務を取り扱っていたことが確認できる上、申立人は、自宅の向かいにあった

C株式会社の社宅の主婦と年金の話をした時、同主婦が自分より約5年前に国民年金に加入していると思ったと述べており、同主婦が昭和38年12月に国民年金に任意加入していることが確認できるなど、申立内容の信憑性^{びよう}が高いことがうかがえる。

さらに、社会保険庁のオンライン記録では、申立人は、昭和51年9月4日に国民年金に任意加入しているが、申立人は、51年9月に手術を行い、同年11月まで入院しており、申立人の夫も管理職として全国的な出張の日々で、当時、国民年金の加入手続を行うことは考えられないとしており、C株式会社の社宅の前述の主婦も、申立人は51年9月当時、大手術のため長期間にわたり入院し、申立人の三男の幼稚園の送迎を手伝った記憶があると述べており、このような状況の時期において加入手続を行ったとするのは不自然である。

加えて、申立人の特殊台帳には、住所や資格取得年月日が記載されていないなど、不適切な事務処理が見られる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年9月から同年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年9月から同年12月まで

私は、昭和36年9月18日から39年10月31日までA農業会に勤務したが、B共済組合の組合員となったのは37年1月1日からであり、37年1月1日までは国民年金に加入していた。

私の国民年金手帳には、昭和36年4月から38年8月まで検認印があり、申立期間は国民年金の被保険者期間と思っていたところ、社会保険事務所から、「申立期間については、A農業会に勤務した期間であり、国民年金保険料は還付したと思われる。」旨の説明があった。

しかし、私は当該還付を受けた記憶も無いし、当時、私の国民年金保険料を納付してくれていた父からも私の国民年金保険料の還付に係る話を聞いたことは無い。未加入とされている昭和36年9月から同年12月までを国民年金の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持する国民年金手帳には、昭和36年4月から申立期間を含む38年8月まで検認印が押されていることから、国民年金保険料を納付したことが確認できる。

一方、C市及び社会保険事務所が保管する申立人の国民年金被保険者名簿において、申立人は昭和35年12月23日に国民年金の被保険者資格を取得し、36年9月18日に資格を喪失していることが確認でき、また、同市の検認記録、社会保険事務所が保管する特殊台帳及び社会保険庁のオンライン記録が未加入期間とされている。

しかし、社会保険事務所が管理するA農業会の健康保険厚生年金保険被

保険者名簿により、申立人が同農業会に就職した昭和 36 年 9 月 18 日から適用されたのは政府管掌の健康保険のみであることが確認できる。

さらに、申立人は A 農業会に就職した時点で被用者年金に加入しておらず、ほかに国民年金の被保険者資格を喪失する理由も無いことから、申立人は昭和 37 年 1 月に B 共済組合の組合員となるまで国民年金の被保険者であったことは明らかであり、申立人の申立期間については、国民年金の納付済期間とするのが妥当である。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

事業主が社会保険事務所に届け出た申立人の標準報酬月額は、申立人が主張する標準報酬月額であったと認められることから、申立期間の標準報酬月額を53万円に訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成2年7月1日から3年9月30日まで

申立期間の標準報酬月額は8万円となっているが、給与支払明細書及び当時の収支状況を記録したメモでは66万7千円が総支給額であり、標準報酬月額は53万円とした厚生年金保険料が控除されているため、被保険者記録の標準報酬月額の記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

平成2年7月から3年1月までは給与支払明細書から、申立人は53万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、平成3年2月から同年8月までについても申立人が所持するメモから、53万円の標準報酬月額に相当する保険料を事業主により給与から控除されていたことが推認できる。

さらに、社会保険事務所の厚生年金保険被保険者記録においては、当初、申立人の申立期間の標準報酬月額を申立人が主張する53万円と記録されているが、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日(平成3年9月30日)の後の平成4年2月24日付けで、2年7月1日に遡^{そきゆう}及して標準報酬月額を8万円に引き下げる処理が行われている。

加えて、申立人と同じく平成3年9月30日に厚生年金保険被保険者の資格を喪失している同僚7人についても、当該事業所が適用事業所に該当しなくなった日の後に、遡及して訂正処理がなされていることが確認でき

る。

これらを総合的に判断すると、かかる処理を行う合理的な理由は無く、標準報酬月額に係る有効な記録訂正があったとは認められず、申立人の申立期間に係る標準報酬月額については、事業主が社会保険事務所に当初届け出た 53 万円とすることが必要と認められる。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年4月から51年7月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和42年4月から51年7月まで

私は、社会保険事務所に申立期間について国民年金保険料の納付記録を照会したところ、加入及び納付の事実が確認できない旨の回答を受けた。

A漁業協同組合を辞めた後、周囲の人から国民年金への加入を勧められ、昭和42年4月に国民年金に任意加入したが加入手続の記憶は定かでない。その後、B株式会社の委託検針員となった51年8月前までは納付金額は覚えていないが、国民年金協力員に国民年金保険料を納付していたと記憶しており、関係資料は家屋の新築時に廃棄して無いが、納付記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間について、申立人が国民年金に加入及び国民年金保険料を納付したことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

また、申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和51年8月2日にC市から任意加入で払い出されており、申立人は申立期間当時から同市内に居住していることなどから、別に国民年金手帳記号番号が払い出されていることをうかがわせる事情も見当たらない。

さらに、申立人は、国民年金保険料の納付方法について、申立期間は国民年金協力員に納付したとしているが、同協力員は既に他界し、事情を聴取することができない上、B株式会社の委託検針員に就いたとしている昭和51年8月からは、同社が給与から控除して納付してくれていたか、口座振替で納付していたとしているものの、B株式会社では国民年金保

険料の控除納付を否定しており、C市が口座振替を採用したのは62年4月からであることが確認できたことなど、記憶は曖昧である。

加えて、申立人の夫は既に他界しており、そのほかに申立人が申立期間に国民年金保険料を納付した証言を得ることはできなかった。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月 30 日から 40 年 2 月 1 日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

昭和 39 年 1 月から 40 年 10 月まで株式会社Aに勤務していたはずであるが、申立期間が厚生年金保険に未加入となっている。途中退職した記憶も無いので、この期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の株式会社Aにおける厚生年金保険被保険者番号は、昭和 39 年 1 月 10 日から同年 4 月 30 日の期間と 40 年 2 月 1 日から同年 10 月 1 日の期間では異なっている上、申立期間について、社会保険事務所保管の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は確認できないことから、申立人は同社を 39 年 4 月 29 日に退職し、40 年 2 月 1 日に再度就職したものと推認される。

また、当時、社会保険関係の事務を担当していた同僚は「申立人は私が退職した昭和 40 年 1 月より前に退職し、私が社会保険関係の手続をした。」と証言しており、申立人は申立期間において、株式会社Aに勤務していなかったことがうかがえる。

加えて、当時の同僚から聴取したものの、申立期間に勤務していたことをうかがわせる証言は得られなかった。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 20 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 4 月 1 日から同年 7 月 1 日まで
② 昭和 38 年 7 月 15 日から同年 9 月 20 日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

申立期間①については、A株式会社の下請けのB株式会社にも、また、申立期間②については、有限会社Cに勤務していた。

申立期間①及び②とも厚生年金保険の加入状況は明確でないが、厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、B株式会社が保管する労働者名簿から、申立人は同社に見習工として勤務していたことは認められる。

しかしながら、当時の同僚3名は「入社後、見習期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、当時、事業主は入社後すぐに厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、B株式会社では「申立期間当時の見習工に係る厚生年金保険被保険者の適用は不明である。」としている上、社会保険事務所が保管する同社に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に、申立人の名前は確認できず、同被保険者名簿に欠番も見られない。

申立期間②については、申立人が勤務していたと主張している有限会社Cは、平成9年に廃業しており、当時の事業主は他界していることから証言を得ることはできなかったものの、当時の同僚の証言から、申立人が同社に勤務していたことはうかがえる。

しかしながら、当時の同僚2名は「入社後、見習期間があり、その間は厚生年金保険に加入していなかった。」と供述しており、当時、事業主は入社後すぐに厚生年金保険の加入手続を行っていなかったことがうかがえる。

また、社会保険事務所が保管する有限会社Cに係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿に申立人の名前は確認できず、同被保険者名簿に欠番も見られない。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成8年4月1日から同年4月30日まで

私は、社会保険事務所に厚生年金保険の加入記録を照会したところ、申立期間の加入記録が確認できない旨の回答を受けた。

平成6年4月1日からA市管理のBに勤務し、10年3月31日に退職した。この間、8年3月末に財団法人Cが設立され、同年4月からは、同財団の常勤職員としてBに勤務しており、6年4月から4年間、同一事業所に勤務していたので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間と認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市は、平成8年3月31日までBを管理し、申立人の任用期間は6年4月1日から8年3月31日までの間であったとの回答を得ており、雇用保険の記録からも申立人のA市における雇用期間は同市の説明と同期間である。

また、Bの運営管理は、平成8年3月21日に設立された財団法人Cに移管されており、申立人も、8年4月1日付けで同財団の常勤特別任用職員に任用されており、雇用保険の記録からも同日から財団法人Cでの加入記録が確認できる。

さらに、財団法人Cは平成8年5月1日に厚生年金保険の適用事業所となっており、同財団の保管する健康保険厚生年金保険被保険者資格取得届によると、職員全員が厚生年金保険に加入したのは8年5月1日であることが確認できる。

加えて、財団法人Cが保管しているA市役所が交付した源泉徴収票及び同財団の所得税源泉徴収簿を見ると、申立期間において厚生年金保険料は

給与から控除されていないことが確認できる。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として、厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 45 年 9 月 17 日から 49 年 3 月 1 日まで
昭和 44 年 4 月 1 日から、有限会社Aに正社員として勤務していたが、49 年 2 月ごろ、妻が病院で受診できなかったことから社長に問いただしたところ、給料から厚生年金保険料を控除していたにもかかわらず、会社の経営が苦しくて社会保険料を納付していなかったとの説明があった。

以降の厚生年金保険料は支払っていないが、厚生年金保険の記録が無い昭和 45 年 9 月 17 日から 49 年 3 月 1 日までは、給与から厚生年金保険料を控除されていたので、厚生年金保険の被保険者として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、有限会社Aが厚生年金保険の適用事業所でなくなった昭和 45 年 9 月 17 日以後も、引き続き同社で勤務したと申し立てているが、当時の監査役で代表取締役B氏（故人）の妻であるC氏からは、申立人のみ引き続き勤務していたとの証言は得られたものの、申立人の就労状況に係る同氏の記憶が明確でない上、ほかの役員はすべて亡くなっており、「会社の倒産後に住所を変更した際、関係書類はすべて処分した。」と述べていることから、申立期間における厚生年金保険料の控除に係る詳細は不明である。

また、申立人に係る雇用保険の被保険者情報では昭和 45 年 9 月 17 日が離職日となっており、同日が厚生年金保険の資格喪失年月日であるいずれの同僚も、同日が退職年月日であると述べている上、これら同僚及び申立人に係る健康保険被保険者証の返納は、同僚が同年 10 月 1 日、申立人が

同月 19 日となっていることから、同社がさかのぼって厚生年金保険の適用事業所でなくなる旨の届出をしたとは考え難い。

さらに、申立人の同僚は、「昭和 45 年 9 月に有限会社 A を退職したので、申立人が同社で継続して勤務したという詳細については不明であるが、事業は個人でも可能な業界である。」と述べており、また、別の同僚は、「同社は昭和 45 年 9 月に解散した。」と述べている上、C 氏が、「同社は倒産したので、以後は B 個人の事業であったと記憶している。」と述べていることから、申立人が就労したとする申立期間は、法人である同社とは雇用関係がなかったことがうかがえる。

加えて、厚生年金保険の適用事業所でなくなった時と前後して B 氏及び C 氏は国民年金に加入しており、申立期間は厚生年金保険の適用事業所ではなかったことが推認される。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、船員保険被保険者として船員保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正 14 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 55 年 12 月 18 日から 56 年 5 月 17 日まで
私は、A 有限会社所有の石油タンカーの B 丸に昭和 55 年 9 月 15 日から 56 年 5 月 17 日までの期間乗船していたにもかかわらず、船員保険の記録としては初めの 3 か月のみであり、同年 12 月からの 5 か月が船員保険の被保険者となっていないことに納得がいかないので調査をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が所持している船員手帳から、申立期間のうち昭和 56 年 4 月 24 日から同年 5 月 17 日までの期間については、A 有限会社所有の B 丸に乗船していたことが確認できる。

しかし、申立期間同時に同船に乗船していたと思われる複数の元同僚等からは、申立人が申立事業所に係る船員保険の被保険者としての記録がある昭和 55 年 12 月 18 日以降も引き続き乗船していたことの確認ができない。

また、申立事業所の当時の事業主及び船長は既に亡くなっており、現在は海運業も廃業し当時の関係資料は保存されておらず、申立人の勤務実態及び社会保険の取り扱いについて確認することができない。

さらに、申立期間に一等航海士として乗船していたとする同僚及び申立人は、B 丸には一等航海士の定数は一名であったと証言しているが、申立人が申立期間に引き続き一等航海士として乗船していたとすると、昭和 55 年 12 月 8 日から乗船したとする同僚と職務が重複することとなり、申立人の主張に整合性が無い。

加えて、申立期間のうち船員手帳に乗船記録がある昭和 56 年 4 月 24 日

から同年5月17日の期間については、社会保険事務所が保管している申立事業所に係る船舶所有者別被保険者名簿に申立人の船員保険の被保険者としての資格喪失日の記録がある同年55年12月18日以降に2人の資格取得者が確認できるものの、被保険者証の番号は連番で欠番は見られず、申立人の名前が確認できないことから申立人の記録が欠落したとは考え難い。

このほか、申立人自身に手続を行った記憶は無いものの、社会保険庁のオンライン記録では、昭和56年4月1日に申立人の船員年金に係る年金受給権の裁定決定が行われており、申立人が所持している預金通帳の入金記録からも同年5月1日に年金額を受給していることから、申立人が申立期間に船員保険の被保険者であったとは考え難い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が船員保険被保険者として申立期間に係る船員保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正6年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和51年9月ごろから62年12月ごろまで

私は、Aを55歳で定年退職して失業保険の給付を受けていたが、自宅近くのB株式会社で、雑仕事の求人があったので、昭和48年4月から週6日、1日5時間の休憩室の掃除や従業員のお茶の用意などの仕事に就いた。

昭和50年7月に、B株式会社の経営状態の悪化に伴い退職したが、51年9月から再び同社に採用され、その後、昭和62年12月まで同じ仕事に従事していたのに、申立期間については厚生年金保険の被保険者期間とされていなかった。勤務していたことは間違いないので、申立期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人が申立期間にB株式会社において、休憩室の掃除やお茶の用意などの業務に従事していたことは、同社の複数の従業員の証言から推認できる。

しかし、申立人の申立期間の勤務時間は、B株式会社の通常の労働者の週所定労働時間の48時間よりも短い30時間で、雇用形態はパート労働とされていたことが、同社が保管する人事記録から確認できる上、同社は「申立人は当時、パート労働者で社会保険に加入していなかったと思われる。」旨の供述をしている。

また、申立人の申立期間に係る雇用保険被保険者資格の取得及び喪失の記録は無く、社会保険事務所が保管するB株式会社の健康保険厚生年金保険被保険者原票に申立人の氏名は無く、健康保険の整理番号に欠番が無いことから、申立人の記録が欠落したとは考え難い。

さらに、55歳で老齢年金の受給権を有していた申立人は、昭和48年4月20日にB株式会社に勤務し60歳未満で厚生年金保険の被保険者になったことによって48年4月に年金受給権を失権しているが、申立期間中の51年9月には復権し、59歳の時から再び失権することなく年金を受け取っている。

加えて、申立人が、昭和57年7月から63年3月まで国民健康保険に加入していたことがC市役所で保管している資料から確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料、周辺事情は無い。

これらの事実及びこれまで収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。